

改正

平成19年3月30日規則第142号

平成19年7月9日規則第163号

平成29年3月22日規則第25号

令和3年3月31日規則第26号

令和7年7月8日規則第55号

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市廃棄物処理施設附属施設条例（平成16年新潟市条例第66号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納付期日決定の申請等)

第2条 条例第4条の2第2項の規定により別に使用料の納付期日の決定を受けようとするものは、別記様式第1号による使用料納付期日決定申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用料納付期日決定申請書が提出された場合において、特別の理由があると認めるときは、別記様式第1号の2による使用料納付期日決定通知書により申請者に通知するものとする。

(使用料の免除)

第3条 条例第5条に規定する特別の理由があると認める場合とは、次の表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより、使用料を免除することができる。

特別の理由		使用料を免除する額
1	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けた者又は療育手帳（知的障がい者の福祉の増進を図るため、児童相	使用料（個人利用に係るものに限る。）の全額

	談所又は知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所をいう。）において知的障がい者と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付を受けた者が利用する場合	
2	精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級1級をいう。）として記載されている者、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の欄に第1種身体障害者である旨が記載されている者又は療育手帳に旅客運賃の割引の区分として第1種知的障害者である旨が記載されている者が利用する場合で、その者1人につき1人の介助者	使用料（個人利用に係るものに限る。）の全額
3	市が主催する事業に利用する場合	全額
4	その他特に市長が必要と認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第5条の規定により使用料の免除を受けようとするものは、別記様式第1号の3による使用料免除申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により使用料免除申請書が提出された場合において、使用料の免除を決定したときは、別記様式第2号による使用料免除決定通知書により申請者に通知するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、第1項の表1の項又は2の項に該当する者は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を提示して使用料の免除を受けることができる。

（使用料の還付）

第4条 条例第6条ただし書の規定による使用料の還付は、次の表の定めるところにより行うものとする。

還付する場合		還付する額
1	利用者がその責めに帰すことのできない理由によって新潟市舞平清掃センター附属休憩所又は新潟市亀田	使用料の額に相当する額

	清掃センター附属休憩所を利用できなかった場合	
2	市長が特別の理由があると認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第6条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、別記様式第3号による使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により使用料還付申請書が提出された場合において、使用料の還付を決定したときは、別記様式第4号による使用料還付決定通知書により申請者に通知するものとする。
(専用利用の許可申請等)

第5条 条例第7条前段の規定により多目的ホールの専用利用の許可を受けようとするものは、利用日の属する月の前月の初日から利用日までの期間内に、別記様式第5号による利用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 条例第7条後段の規定により多目的ホールの専用利用の変更の許可を受けようとするものは、別記様式第6号による利用変更許可申請書を市長に提出しなければならない。
(許可書の交付)

第6条 市長は、多目的ホールの専用利用を許可する場合は、別記様式第7号による利用許可書を交付するものとする。

2 市長は、多目的ホールの専用利用の変更を許可する場合は、別記様式第8号による利用変更許可書を交付するものとする。
(許可書の提示)

第7条 多目的ホールの専用利用の許可(変更の許可を含む。)を受けたものは、多目的ホールを利用しようとする場合は、その利用許可書(変更の許可を受けたものにあつては、利用変更許可書)を係員に提示しなければならない。
(届出)

第8条 新潟市廃棄物処理施設附属施設(以下「附属施設」という。)を利用する者(以下「利用者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 多目的ホールの利用を終了した場合
- (2) 施設、設備、器具等を損傷し、又は亡失した場合
- (3) 附属施設において災害その他事故が発生した場合

(原状回復)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) 多目的ホールの利用を終了した場合
- (2) 多目的ホールの利用の許可を取り消された場合
- (3) 附属施設からの退去又は行為の中止を命ぜられた場合

(指定管理者の指定の申請)

第10条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第9号による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第16条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) 納税を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(徴収委託)

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、私人に使用料の徴収事務を委託すること（以下「徴収委託」という。）ができる。

(徴収事務委託証)

第12条 市長は、前条の規定により徴収委託をした者（以下「受託者」という。）に別記様式第10号による使用料徴収事務委託証（以下「委託証」という。）を交付するものとする。

(徴収委託の告示及び公表)

第13条 市長は、第11条の規定により徴収委託をした場合は、その旨を新潟市公告式条例（昭和25年新潟市条例第37号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し、かつ、市公報への登載その他の方法により公表しなければならない。

(徴収した使用料の払込み)

第14条 受託者は、徴収した使用料を速やかに会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(徴収委託の解除)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収委託を解除するものとする。

- (1) 受託者が不正な行為をした場合

- (2) 受託者が市長又は会計管理者の指示に従わなかった場合
- (3) 受託者から徴収委託の解除の申出があった場合
- (4) その他市長が徴収委託をすることが不適当であると認めた場合

2 前項の規定により徴収委託を解除された者は、直ちに市長に委託証を返納しなければならない。

3 第13条の規定は、第1項の規定により徴収委託を解除した場合に準用する。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第16条 条例第15条の規定により指定管理者に附属施設の管理を行わせる場合における第2条、第3条第2項及び第3項、第5条、第6条並びに第8条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第3項中「通知するものとする」とあるのは「通知するものとする。ただし、第1項の表4の項の規定を適用しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない」とする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月21日から施行する。

附 則 (平成19年規則第142号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第163号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(新潟市亀田焼却場附属運動公園条例施行規則の廃止)

2 新潟市亀田焼却場附属運動公園条例施行規則(平成17年新潟市規則第74号)は、廃止する。

附 則 (平成29年3月22日規則第25号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)

により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 7 年 7 月 8 日規則第55号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

新潟市廃棄物処理施設附属施設使用料納付期日決定申請書	
年 月 日	
(あて先)	
住所(団体にあつては所在地)	
申請者 氏名(団体にあつては名称 及び代表者の氏名)	
電話番号	
下記のとおり使用料の納付期日の決定を受けたいので申請します。	
利 用 日 時	年 月 日 曜日 時 分から 年 月 日 曜日 時 分まで
使用料の額	円
希望納付日	年 月 日
納付期日の 決定を必要 とする理由	

注 太線の枠内だけ記入してください。

上記のとおり使用料の納付期日を決定し てよろしいでしょうか。	処 理 欄	受理： 年 月 日
		起案： 年 月 日
		決裁： 年 月 日
		許可： 年 月 日

別記様式第1号の2（第2条関係）

別記様式第1号の2(第2条関係)

新潟市廃棄物処理施設附属施設使用料納付期日決定通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで申請のあった使用料の納付期日について、下記のとおり決定したので通知します。

利 用 日 時	年 月 日 曜日 時 分から
	年 月 日 曜日 時 分まで
納 付 期 日	年 月 日
納 付 金 額	円

別記様式第1号の3(第3条関係)

9/18

新潟市廃棄物処理施設附属施設使用料免除決定通知書			
		第	号
		年	月 日
様		印	
下記のとおり使用料の免除を決定したので通知します。			
区 分	☐ 舞平清掃センター附属休憩所 ☐ 舞平清掃センター附属休憩所 多目的ホール ☐ 亀田清掃センター附属休憩所 ☐ 亀田清掃センター附属休憩所 多目的ホール		
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用料の内訳			
免 除 前 の 額	円	免 除 額	円
		免除後の額	円
免除の理由 ☐ 市の主催事業 ☐ その他()		免除額の算出	

別記様式第3号(第4条関係)

11/18

別記様式第4号（第4条関係）
別記様式第4号(第4条関係)

新潟市廃棄物処理施設附属施設使用料還付決定通知書			
		第	号
		年	月 日
様			
		新潟市長	印
下記のとおり使用料の還付を決定したので通知します。			
区 分	☐ 舞平清掃センター附属休憩所 ☐ 舞平清掃センター附属休憩所 多目的ホール ☐ 亀田清掃センター附属休憩所 ☐ 亀田清掃センター附属休憩所 多目的ホール		
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
納 入 年 月 日	年 月 日		納入済額 円
還 付 額	円	還 付 額 の 内 訳	円
還 付 の 理 由			
還 付 方 法	☐ 口座払い 金融機関： 銀行 支店 預金種別： ☐ 普通 ☐ 当座 口座番号： ☐ 銀行窓口払い		

別記様式第 5 号（第 5 条関係）

別記様式第5号(第5条関係)

申請番号

新潟市廃棄物処理施設附属施設専用利用許可申請書

年 月 日

(あて先)

新潟市廃棄物処理施設附属施設を専用利用したいので下記のとおり申請します。

住 所 (団体にあっては所在地)			
氏 名 (団体にあっては名称 及び代表者の氏名)		電話番号	
利 用 日 時	午前 午前 年 月 日 (曜 日) 時 分から 時 分まで 午後 午後		
利 用 施 設	☐ 舞平清掃センター附属休憩所多目的ホール ☐ 亀田清掃センター附属休憩所多目的ホール		
利用目的及び内容			
利 用 人 数	人 大人 小人		

注 太線の枠内だけ記入してください。

上記のとおり許可してよろしいでしょうか。

	処 理 欄	受理：	年	月	日
		起案：	年	月	日
		決裁：	年	月	日
		許可：	年	月	日

別記様式第6号（第5条関係）

別記様式第6号(第5条関係)

申請番号			
新潟市廃棄物処理施設附属施設専用利用変更許可申請書			
年 月 日			
(あて先)			
下記のとおり変更したいので申請します。			
住 所 (団体にあつては所在地)			
氏 名 (団体にあつては名称及び代表者の氏名)		電話番号	
利 用 施 設	☐舞平清掃センター附属休憩所多目的ホール ☐亀田清掃センター附属休憩所多目的ホール		
許可年月日・番号	年 月 日・許可番号 第 号の変更		
変 更 の 理 由			
項 口	変 更 前	変 更 後	
利 用 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
利 用 時 間	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
利用目的及び内容			

注 太線の枠内だけ記入してください。

上記のとおり許可してよろしいでしょうか。

処
理
欄

受理： 年 月 日

起案： 年 月 日

決裁： 年 月 日

許可： 年 月 日

14/18

別記様式第7号（第6条関係）
別記様式第7号(第6条関係)

申請番号

新潟市廃棄物処理施設附属施設専用利用許可書

年 月 日
印

下記のとおり附属施設の専用利用を許可します。

住 所 (団体にあつては所在地)			
氏 名 (団体にあつては名称 及び代表者の氏名)		電話番号	
利 用 日 時	午前 午後 年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで 午後 午後		
利 用 施 設	☐ 舞平清掃センター附属休憩所多目的ホール ☐ 亀田清掃センター附属休憩所多目的ホール		
利用目的及び内容			
利 用 人 数	人 大人 小人		
許 可 条 件			

- 注1 利用の取止め又は変更をする場合は、速やかに連絡してください。
2 利用の際は、この許可書を係員に提示してください。
3 利用を終えた場合は、直ちに原状に回復し、係員の確認を受けてください。
4 浴場を利用する場合は、別に使用料が必要となります。

別記様式第8号（第6条関係）

別記様式第8号(第6条関係)

申請番号

新潟市廃棄物処理施設附属施設専用利用変更許可書

第 年 月 日
印

下記のとおり変更を許可します。

住 所 (団体にあつては所在地)			
氏 名 (団体にあつては名称 及び代表者の氏名)		電話番号	
利 用 施 設	☐ 舞平清掃センター附属休憩所多目的ホール ☐ 亀山清掃センター附属休憩所多目的ホール		
許可年月日・番号	年 月 日・許可番号 第 号の変更		
変 更 の 理 由			
項 目	変 更 前	変 更 後	
利 用 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
利 用 時 間	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
利用目的及び内容			
許 可 条 件			

- 注1 利用の取止め又は変更をする場合は、速やかに連絡してください。
- 2 利用の際は、この許可書を係員に提示してください。
- 3 利用を終えた場合は、直ちに原状に回復し、係員の確認を受けてください。
- 4 浴場を利用する場合は、別に使用料が必要となります。

新潟市廃棄物処理施設附属施設指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

所在地

申請者 名称及び代表者の氏名

電話番号

新潟市廃棄物処理施設附属施設()の指定管理者の指定を受けた
いので、関係書類を添えて申請します。

別記様式第10号（第12条関係）
別記様式第10号(第12条関係)

第 号

新潟市廃棄物処理施設附属施設使用料徴収事務委託証

氏名又は名称

上記の者に新潟市廃棄物処理施設附属施設（ ）の使用料の徴収事務を委託したことを証明する。

有効期限 年 月 日まで

年 月 日

新潟市長 印